

競合品目・競合企業リスト

令和5年1月16日

申請品目	イムファストチェック HIT-IgG	申請年月日	令和5年1月16日	申請者名	株式会社日本凍結乾燥研究所
------	--------------------	-------	-----------	------	---------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ヒーモスアイエル アクスタール HIT-IgG (PF4-H)	アイ・エル・ジャパン株式会社
競合品目2	ヒーモスアイエル アクスタール HIT-Ab (PF4-H)	アイ・エル・ジャパン株式会社
競合品目3	ヒーモスアイエル HIT-Ab (PF4-H)	アイ・エル・ジャパン株式会社

競合品目を選定した理由	
競合品目1:	本品と使用目的が類似しているため。(血漿又は血清中の血小板第4因子(PF4)-ヘパリン複合体に対するIgG(HIT抗体IgG)の測定)、化学発光法
競合品目2:	本品と使用目的が類似しているため。(血漿又は血清中の血小板第4因子(PF4)-ヘパリン複合体に対するIgG、IgMおよびIgA(HIT抗体)の測定)、化学発光法
競合品目3:	本品と使用目的が類似しているため。(血漿中の血小板第4因子(PF4)-ヘパリン複合体に対するIgG、IgMおよびIgA(HIT抗体)の測定)、ラテックス凝集法

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和5年2月1日

申請品目	メドトロニック Percept RC	申請年月日	令和5年2月1日	申請者名	日本メドトロニック株式会社
------	-----------------------	-------	----------	------	---------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	バーサイス ジーナス RC DBS システム	ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社
競合品目2	Brio Dual 8 ニューロスティミュレータ	アボットメディカルジャパン合同会社
競合品目3		

競合品目を選定した理由
競合品目1： DBS 市場においてボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社の売上高が弊社に続いて2番目とされており、「バーサイス ジーナス RC DBS システム」が同社の充電式脳深部刺激装置の主力製品である為。
競合品目2： DBS 市場においてアボットメディカルジャパン合同会社の売上高が3番目とされており、「Brio Dual 8 ニューロスティミュレータ」が同社の充電式脳深部刺激装置の主力製品である為。
競合品目3：

報告上の留意点

- 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和5年2月8日

申請品目	ID NOW ストレップ A2	申請年月日	令和2年4月30日	申請者名	アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社
------	--------------------	-------	-----------	------	------------------------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	CycleavePCR 呼吸器系感染症起因菌検出キット ver.2	タカラバイオ株式会社
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由	
競合品目1 :	研究用として販売されている製品だが、 <i>Streptococcus pyogenes</i> の検出が可能な核酸検出キットであるため。
競合品目2 :	
競合品目3 :	

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上